

平成16年 9月10日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目1番20号
双日ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西村英俊

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、商法第345条に基づくご決議をいただくため、普通株主様の種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示され、ご押印のうえ、平成16年9月28日までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年9月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目3番1号 トレードピアお台場23階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項

決議事項

- 議 案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

なお、本株主総会は普通株主様による種類株主総会を兼ねております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数（全普通株主の議決権の数） 2,080,047個

2. 議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループは、このたび現行の事業計画を抜本的に見直し、「新事業計画」（本年度を初年度とする3ヵ年計画）を策定し、実施することといたしました。「新事業計画」においては、“財務体質の抜本的強化”と“良質な収益構造への変革”を基本方針とし、その確実な実行により外部環境に左右されない強固な経営基盤を確立し、市場の信認を早期に回復させることによって、企業価値を向上させてまいります。

財務体質の抜本的強化を図るために、資産内容を見直し、当期において、低採算事業からの大胆な撤退、および保有不動産の処分等を行い、資産の質を一気に向上させます。その結果として、連結ベースで4,000億円規模の損失処理を行います。この処理に伴い減少する株主資本を回復させるために、株式会社UFJ銀行をはじめとする主要金融機関およびUBSグループに対して優先株式による増資引受けを要請しております。

このため、新たな種類の優先株式の発行に備えて、種優先株式、種優先株式および種優先株式に関する規定を新設し、これらの優先株式の発行枠を設けるとともに、これに伴い普通株式の発行枠を拡大するために、定款に所要の変更を加えるものであります。

なお、本議案と同一の議案をご承認いただくため、本年9月28日に、第一回種優先株主様、第二回種優先株主様、第三回種優先株主様、第四回種優先株主様、第一回種優先株主様および第一回種優先株主様による各種類株主総会を開催いたします。

2. 変更の内容

現行定款の一部とその変更案との対比は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条（発行する株式の総数） 当社が発行する株式の総数は、<u>6億1,743万2,600株</u>とし、このうち<u>4億6,343万2,600株</u>は普通株式、<u>1億1,000万株</u>は種優先株式、<u>3,300万株</u>は種優先株式<u>および</u><u>1,100万株</u>は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。</p>	<p>第5条（発行する株式の総数） 当社が発行する株式の総数は、<u>12億株</u>とし、このうち<u>9億8,900万株</u>は普通株式、<u>1億1,000万株</u>は種優先株式、<u>3,300万株</u>は種優先株式、<u>1,100万株</u>は種優先株式、<u>4,000万株</u>は種優先株式、<u>1,500万株</u>は種優先株式<u>および</u><u>200万株</u>は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。</p>
<p>第6条（1単元の株式） 当社の普通株式、種優先株式、種優先株式<u>および</u>種優先株式の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の当社の株式を売り渡すよう請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。</p>	<p>第6条（1単元の株式） 当社の普通株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式<u>および</u>種優先株式の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の当社の株式を売り渡すよう請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有しない場合、その他株式取扱規則に定める場合はこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>第9条の5 (種優先株式) (種配当金)</p> <p>1. 当社は、普通株主および普通登録質権者に対して第37条に定める利益配当を行う場合において、その普通株式1株あたりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主および普通登録質権者に対して第38条に定める中間配当を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額(以下本項において「普通株式年間配当額」という。)が、種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額以上となるときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、種優先株式1株につき次号に定める方法により決定される額の利益配当金(以下「種配当金」という。)を支払う。</p> <p>2. 種配当金の額は、普通株式年間配当額を、発行に際して取締役会の決議で定める方法により決定される当社の普通株式の時価で除した値に、種優先株式1株の発行価額相当額を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(円位未満小数第1位を四捨五入する。以下「種年間配当額」という。)とする。ただし、当該営業年度において次項に定める種中間配当金を支払ったときは、種年間配当額から当該種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を種配当金として支払う。また、種配当金の額は、当該営業年度において次項に定める種中間配当金を支払った場合における当該種中間配当金の額と合計して、種優先株式1株の発行価額相当額に100分の20を乗じた額を超えないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. <u>普通株式に係る利益配当金および種配当金の支払順位は同順位とする。</u> <u>(種中間配当金)</u></p> <p>1. <u>当会社は、普通株主および普通登録質権者に対して普通株式1株につき種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額以上の額の中間配当金をもって第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、種優先株式1株につき次号に定める方法により決定される額の金銭(以下「種中間配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>2. <u>種中間配当金の額は、普通株主および普通登録質権者に対して支払う普通株式1株あたりの中間配当金の額を、発行に際して取締役会の決議で定める方法により決定される当会社の普通株式の時価で除した値に、種優先株式1株の発行価額相当額を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(円位未満小数第1位を四捨五入する。)とする。ただし、種優先株式1株あたりの種中間配当金の額は、種優先株式1株の発行価額相当額に100分の10を乗じた額を上限とする。</u></p> <p>3. <u>普通株式に係る中間配当金および種中間配当金の支払順位は同順位とする。</u> <u>(残余財産の分配)</u></p> <p>1. <u>当会社の残余財産を分配するとき、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。</u></p> <p>2. <u>種優先株主または種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(種優先株式の買入消却)</u> <u>当社はいつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u></p> <p><u>(議決権)</u> <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u> 1. <u>当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u> 2. <u>当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p><u>(転換予約権)</u> <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p><u>(種配当金等の除斥期間)</u> <u>第39条の規定は、種配当金および種中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>第9条の6 (種優先株式)</p> <p>(種優先配当金)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額に100分の10を乗じた額を当該営業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において次項に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。 2. ある営業年度において種優先株主または種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 3. 種優先株主または種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。 <p>(種優先中間配当金)</p> <p>当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき各営業年度における種優先配当金に2分の1を乗じた額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の残余財産を分配するとき、種優先株主または種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき種優先株式1株の発行価額相当額を支払う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>種優先株主または 種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(種優先株式の買入消却)</u> <u>当会社はいつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u> <u>(議決権)</u> <u>種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)</u> 1. <u>当会社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u> 2. <u>当会社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u> <u>(転換予約権)</u> <u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で 種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u> <u>(種優先配当金等の除斥期間)</u> <u>第39条の規定は、種優先配当金および 種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p> <p><u>第9条の7 (種優先株式)</u> <u>(種優先株式に係る利益配当)</u> <u>当会社は、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)または 種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対しては、第37条に定める利益配当を一切行わない。</u> <u>(種優先株式に係る中間配当)</u> <u>当会社は、種優先株主または 種優先登録質権者に対しては、第38条に定める中間配当を一切行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社の残余財産を分配するとき</u> <u>は、種優先株主または種優先</u> <u>登録質権者に対し、普通株主およ</u> <u>び普通登録質権者に先立ち、種</u> <u>優先株式1株につき種優先株式</u> <u>1株の発行価額相当額を支払う。</u> 2. <u>種優先株主または種優先登録</u> <u>質権者に対しては、前号のほか、</u> <u>残余財産の分配は行わない。</u> <p><u>(種優先株式の買入消却)</u></p> <p><u>当社はいつでも種優先株式を買い</u> <u>受け、これを株主に配当すべき利益を</u> <u>もって当該買受価額により消却するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p><u>(種優先株式の強制償還)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、種優先株式の発行日</u> <u>から3年間を経過した日以降、株</u> <u>式会社東京証券取引所における当</u> <u>会社の普通株式の普通取引の毎日</u> <u>の終値が20連続取引日にわたり、</u> <u>当該各取引日に適用のある種優</u> <u>先株式の転換価額(発行に際して</u> <u>取締役会の決議で定める。)に発</u> <u>行に際して取締役会の決議で定め</u> <u>る割合を乗じた価額以上であった</u> <u>場合、種優先株式の全部または</u> <u>一部を強制償還することができる。</u> 2. <u>償還価額は、種優先株式1株に</u> <u>つき種優先株式1株の発行価額</u> <u>相当額とする。</u> 3. <u>一部償還するときは、抽選その他</u> <u>の方法により行う。</u> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>種優先株主は、株主総会において議</u> <u>決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、新株引受</u> <u>権等の付与)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、法令に定める場合を除</u> <u>き、種優先株式について株式の</u> <u>併合または分割を行わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>当社は、種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p><u>(転換予約権)</u></p> <p><u>種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p><u>(強制転換条項)</u></p> <p>1. <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下本号において「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式の発行価額相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下本項において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>2. <u>前号において、強制転換価額が発行に際して取締役会で定める下限強制転換価額を下回るときは、種優先株式の発行価額相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>3. <u>前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第9条の5 (優先順位) 種優先株式、種優先株式および種優先株式の優先配当金、優先中間配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第9条の8 (優先株式の買い受けまたは消却)</u> <u>当社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。</u></p> <p>第9条の9 (優先順位) — 種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。 — 種優先株式に係る利益配当金および中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後し、種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後するものとする。</p>

以 上

< 参考情報 >

当社グループは、このたび現行の事業計画を抜本的に見直し、市場の信認の早期回復を通して企業価値の向上を目指す「新事業計画」を策定し、9月8日に発表しましたので、お知らせいたします。概要は下記のとおりであります。

1. 目的

「新事業計画」においては、外部環境に左右されない強固な経営基盤を確立し、市場の信認を早期に回復させることによって、企業価値を向上させてまいります。

計画期間は本年度を初年度とする3ヵ年とし、本計画期間終了時には、「強み」のある事業において双日グループならではの高付加価値を提供する「革新的な機能型商社」としての地位を確立いたします。

2. 基本方針

(1) 財務体質の抜本的強化

- ・ 資産内容の徹底した見直し
- ・ 株主資本の充実と有利子負債の削減

(2) 良質な収益構造への変革

- ・ 選択と集中の加速
- ・ SCVA（リスク・リターン指標）の向上

3. 財務目標（2007年3月期・連結ベース）

- ・ 経常利益：750億円
- ・ ネットDER：3倍程度（ネット有利子負債1兆円水準）
- ・ 格付：BBB以上

4. 計画の概要

(1) 財務体質の抜本的強化

< 資産内容の徹底した見直し >

従来からの視点を一新し、即ち、事業リスクの低減、および資産の質・流動性の向上の観点から、計画初年度において、海外投融資を含む低採算事業からの大胆な撤退、ならびに保有不動産の処分等を行います。これにより、過去からの資産の質の低下に終止符を打ち、資産の質を一気に向上させます。その結果として、4,000億円規模の損失処理を行います。

当期の損失処理を要因別に分類しますと、以下のとおりとなります。

- ・ 選択と集中の加速によるもの : 2,600億円程度
- ・ 保有不動産の処分等によるもの : 1,500億円程度

損失処理にあたっては、当期中に極力、資産売却や事業撤退などの最終処理を行うことによって、将来の二次損失の発生を防ぐこととし、不動産に関しては、既に三菱信託銀行株式会社、UFJ信託銀行株式会社をアドバイザーに選任し、最終処理手法の検討を始めております。

なお、上記の損失処理の算定にあたっては、「選択と集中」を加速させるとともに、継続を前提（Going Concernベース）としていた事業についても追加損失の発生を予防する観点から、海外投融資を含む低採算事業から大胆に撤退することを前提としております。また、その内容については中立的な第三者による資産査定の結果を反映させております。

< 増資による株主資本の充実 >

株式会社UFJ銀行をはじめとする主要金融機関およびUBSグループに対して増資の引受けを要請しており、これにより上記の処理に伴い減少する株主資本を回復させるとともに、有利子負債の削減を行います。

増資の概要は次のとおりです。

主要金融機関

- ・ 金 額 : 3,500億円規模
- ・ 方 法 : 第三者割当方式による優先株式の発行
~ 発行条件等詳細については検討中
- ・ 時 期 : 2004年10月中旬以降（予定）
- ・ 引受候補先 : 株式会社UFJ銀行をはじめとする主要金融機関

UBSグループ

- ・ 金 額 : 100億円規模
- ・ 方 法 : 第三者割当方式による優先株式の発行
~ 発行条件等詳細については検討中
- ・ 時 期 : 2004年10月中旬以降（予定）
- ・ そ の 他 : 別途、100億円程度のエクイティ・ファイナンスを予定

< 損失の一掃と配当への布石 >

当期中の資産内容の徹底した見直しに伴う損失処理によって大幅な欠損金が生じる見通しです。この欠損金を解消するため、2005年6月に開催予定の定時株主総会において、資本準備金の取り崩し、および資本の減少を付議する予定です。この資本の減少は、「資本の部」の勘定の振替であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。また、この資本の減少による発行済株式総数の変更もありませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

なお、上記による欠損金の解消および2005年度以降の事業収益による内部留保によって、2006年度決算における配当を目指します。

(2) 良質な収益構造への変革

SCVAの観点から、大胆に「選択と集中」を加速します。

なお、下記の3つのプロセスを継続的に実行することによってSCVAの向上を図り、良質な収益構造を構築してまいります。

1. 選択事業・低採算事業からの撤退
2. 成長領域への資源投入
3. 継続的な「事業ポートフォリオ管理」と「リスク管理の強化・高度化」によるSCVAの向上

(3) 数値計画

連結P/L計画、連結B/S計画の詳細については、次頁をご参照ください。

上記の「新事業計画」の内容については、プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社に中立的な第三者として、その実現可能性および有効性についての検証を依頼し、適時・適切なモニタリングの徹底等を前提に当該検証を完了しています。

連結P/L計画

(単位：億円)	04/3実績	05/3計画	06/3計画	07/3計画
売上高	58,617	50,000	49,000	52,000
売上総利益	2,490	2,500	2,510	2,660
(売上総利益率)	(4.2%)	(5.0%)	(5.1%)	(5.1%)
販売管理費	1,891	1,870	1,760	1,800
営業利益	599	630	750	860
(営業利益率)	(1.0%)	(1.3%)	(1.5%)	(1.7%)
営業外損益	114	130	100	110
経常利益	485	500	650	750
(経常利益率)	(0.8%)	(1.0%)	(1.3%)	(1.4%)
特別損益	906	4,100	100	100
税引前当期純利益	421	3,600	550	650
当期純利益	336	3,800	350	390
総資産当期純利益率			1.4%	1.5%
株主資本当期純利益率			11.4%	11.3%

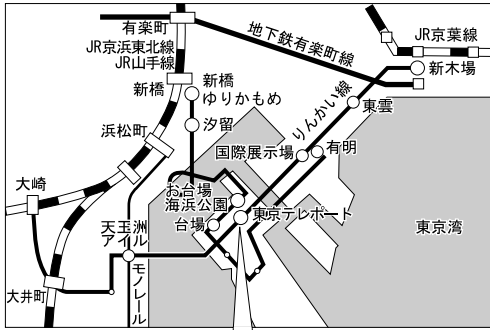
連結B/S計画

(単位：億円)	04/4/1(*) (合併後)	05/3計画	06/3計画	07/3計画
現金	4,357	3,000	3,550	4,300
営業資産	10,942	8,950	9,100	9,500
投融資	7,974	6,350	6,050	6,000
固定資産	7,504	6,100	6,300	6,200
資産合計	30,777	24,400	25,000	26,000
営業負債	7,944	7,400	7,450	7,560
有利子負債	19,928	14,100	14,300	14,800
負債合計	27,872	21,500	21,750	22,360
株主資本	2,905	2,900	3,250	3,640
負債・株主資本合計	30,777	24,400	25,000	26,000
ネット有利子負債	15,571	11,100	10,750	10,500
ネットDER(倍)	5.4	3.8	3.3	2.9

(*)04/4/1期首連結B/Sは、旧ニチメンと旧日商岩井の合併処理を反映させた参考数値

株主総会会場ご案内略図

〒135 - 8655 東京都港区台場二丁目3番1号
トレードピアお台場 23階



ゆりかもめ

新橋駅から13分

「お台場海浜公園」駅下車 徒歩4分

りんかい線

大崎駅から11分

新木場駅から7分

「東京テレポート」駅下車 陸橋経由
徒歩6分

車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

